

監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年2月2日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査結果の措置対象

教育部

教育総務課、学校教育課、生涯共育課

監査結果報告年月日

令和2年10月26日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年1月26日

講じた措置等の内容

【教育総務課】

《指摘事項》

小中学校における備品管理について、年1回点検を行うこととされているが、点検済の報告が校長まで上がっていないように思われる。各校長や教育総務課においても文書により点検したことが確認できるよう仕組みを検討されたい。

《是正措置内容》

各校に備品の点検を徹底するように通知するとともに、点検後、学校長に報告し、教育総務課においても情報共有できるようにします。

《意見1》

各学校施設の老朽化が進んでおり、大規模な修繕や改築が必要となってきた。計画的に進められるよう、早急に改修等の中長期計画を策定されたい。

《措置内容》

施設整備計画を早期に策定し、計画に基づき修繕・改築を進めてまいります。

《意見2》

学校給食費の会計管理が学校現場で教職員の負担となっている。共同調理場の稼働に合わせて、学校給食費の公会計化を進められたい。

《措置内容》

令和4年9月に学校給食共同調理場の運営開始を目指しており、運営開始に合わせ、公金化に向け検討及び準備を進めてまいります。

《意見3》

結核対策委員会の通帳は平成22年度から入出金の移動がない。委員会も開催されていないことから、通帳の廃止や委員会の整理について検討されたい。

《措置内容》

通帳の廃止（解約）については、平成23年度に一度検討を行いました。本市と独立した任意団体（対策委員会）に関する予算について、本市の一般会計から直接支出することは適切ではないとの判断があったため、廃止しない方針となりました。

また、対策委員会の庶務（通帳管理含む）については、「新城設楽地区学校保健結核対策検討委員会設置要綱」に基づき、本市教育委員会が行うこととなっています。

今後も対策委員会の庶務については、経費負担も含め、本市教育委員会の学校保健に関する庶務を担当する課において、適切に行えるよう継続して整備していきます。

《意見4》

I C T環境整備について、今年度1人1台の端末が整備される予定である。特に更新時には大きな経費が掛かるので、国、県に財政支援について働きかけられたい。

《措置内容》

更新にあつては、今後市に負担がかからないよう、財政支援を国、県に働きかけてまいります。

【学校教育課】

《意見1》

不登校児童生徒への対応について、あすなろ教室など相談業務の充実を図られたい。

《措置内容》

不登校児童生徒には、あすなろ教室指導員、子どもサポート相談員、しんしろ子どもカウンセラーが関わっています。学校ではスクールカウンセラーも支援を行い、多く人にに関わり、多くの考えに触れる場を設定しています。

不登校児童生徒はもちろん、保護者のよりどころになるようそれぞれの立場でできることを考えて、個にあった支援を進めています。現在、あすなろ教室には小学生・中学生が通室しているが、学習や異学年との交流を通して自己有用感を感じる場面を多く設けるようにしています。定期的に親子面談等の相談活動を行っているが、それらを通して児童生徒理解を進めていきます。

《意見2》

学校評議会制度について、評議会委員の意見だけでなく、地域から幅広く声を聴いて意見を吸い上げ、それらの意見を学校教育課で取りまとめ、全学校へ情報共有されるような仕組みを検討されたい。

《措置内容》

学校評議員会の意見の中に、市内小中学校で共有すべきことがあれば、校長研修会において情報共有を図ってまいります。

【生涯共育課】

《指摘事項》

課の備品及び各施設保管の展示資料等も含む備品の管理体制について、点検記録が不明である。確認のための点検記録を整備されたい。

《措置内容》

事務系の備品類については、所管施設が多数あることから備品点数が非常に多いため、効率的で適切に点検作業が行えるよう作業方法を見直し、作業後に点検記録を残していくよう手順書を作成して課内で情報共有を図ってまいります。

また、図書資料や展示資料といったシステム等により管理ができるものについては、資料入手時にその入力作業を適切に行い、システム等の対応ができない資料については紙ベースの台帳を整え、節目節目で資料とシステム・台帳との突合を行い点検記録を整備していきます。

《意見1》

各所管施設が老朽化している。計画的に修繕や改修が進められるよう中長期的な改修計画を立てられたい。

《措置内容》

財政課資産管理室とも調整し、個別施設計画を作成し、計画的な施設の維持管理に努めます。

《意見2》

本市は歴史的財産が豊富であるので、若い世代にも来ていただけるようSNSなども使い、しっかりPRされたい。

《措置内容》

現在、Facebookにおいて、所管のそれぞれの施設が公式アカウントを所持し、情報発信に努めています。今後は、多くの方々が興味を持てるようタイムリーな情報を積極的に発信するよう心がけていきます。